

山口市上下水道事業郵便入札に関する要領

山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という）が執行する競争入札を郵便により行う場合については、山口市郵便入札に関する要領の例による。この場合において、同要領中「山口市」又は「市長」とあるのは「管理者」と、「山口市競争入札参加者心得」とあるのは「山口市上下水道事業競争入札参加者心得」と、「山口市職員」とあるのは「山口市上下水道局職員」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。